

補装具の利用者負担制度 がはじまります

10月1日から補装具の購入又は修理を行う場合、費用の1割が利用者負担となり、負担の上限額は、1か月間に37,200円となります。

なお、本人又は世帯員のうち、住民税所得割の最多納税者の納税額が、50万円以上の世帯の場合、補装具の費用は全額利用者負担となります。

低所得者1及び低所得者2の人については、激変緩和措置として、利用者負担分を町が負担します。

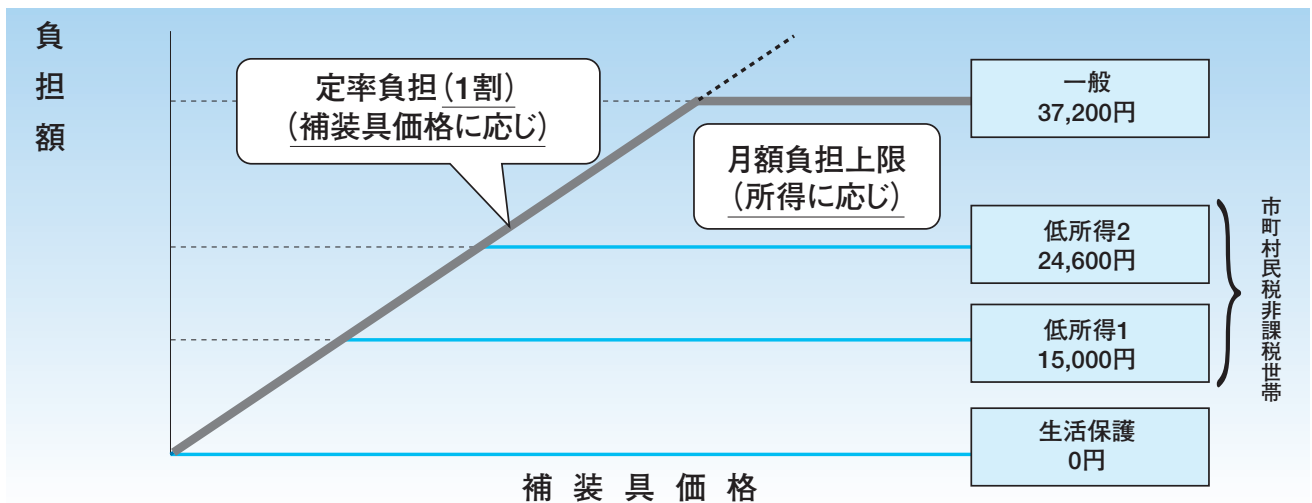
※低所得1とは、住民税非課税世帯で、障害者本人の年収が80万円以下の世帯
※低所得2とは、住民税非課税世帯で、低所得1以外の世帯

補装具費利用者負担の支払

- ① 町へ補装具支給申請をする
- ② 町から交付される補装具交付券を補装具製作業者に提示する
- ③ 補装具購入（修理）費の利用者負担分を支払う
- ④ 代理受領分支払請求書（兼代理受領に対する委任状）を補装具製作業者に提出（※この書類に基づき、補装具製作業者は残り9割を町に請求）

▼問い合わせ先

健康福祉課 社会福祉係
☎9128



保育所の民営化に係る 受諾法人を募集します



町は、保育需要に柔軟に対応するため、町立保育所の民営化を実施します。運営する法人（事業者）を次のとおり募集します。

① 民営化の手法

民設民営方式（土地を事業者へ無償貸与、建物・備品等は事業者へ無償譲渡）

② 対象保育所

保育所の名称 町立蓼沼保育所
所在地 上三川町大字東蓼沼632番地2
定員 60名

③ 応募資格

上三川町内で社会福祉法第22条の規定に基づき設立された社会福祉法人又は、同法により移管時期（事業者による事業開始の時期）までに社会福祉法人を取得可能なもの。

④ 移管の時期

平成19年4月1日(日)

⑤ 募集要項等説明会

日時 8月21日(月)

午後1時30分から

⑥ 場所 上三川町庁舎3階中会議室

募集要項等配布期間・場所
8月7日(月)～8月31日(木)

⑦ 申込書受付期間

8月22日(火)～9月5日(火)

▼申込書提出先及び問い合わせ先

健康福祉課子育て支援係 ☎9130